

2月 13日現在 要注意ケース一覧

*これは見本です。氏名はすべて仮名・事実とは関係ありません。

注 意 事 項				
状態	主担当	副担当	格付	ケース名
0.0002 親等連絡は十分注意	牧口大江A			浜崎鮎美 浜崎鮎美 浜崎鮎美
0.0002 親等連絡は十分注意	山北大江E			三河健一
0.0002 親等連絡は十分注意	高木大江E			松島七子 松島八子
0.09警察通告注	三重板倉C			武田鋼矢
1.00学校等通告 2.親連絡は十分注意	橋田大江B			松井ごじら 板倉常磐高子

父(浜崎駿夫)の重度身体的虐待。(長女縫め出し、次女手首複雑骨折、3女にも暴力あり)母も容認?。夜間父母不在で児童が近隣の祖母宅へ行くなどネグレクトも。2／12緊急一時保護。△警察に援助要請済み。通告者祖母も面会当面禁止。<対応>来所予約があれば聞き取る。土日時間外の来所は応じない旨断言する。押し掛けられるようであれば△署へ連絡して不退去で排除する。実父(三河健太、自称「田中」)の場合あり:恐喝事件あり。精神疾患あり?離婚により親権者ではない)身体的虐待、性的虐待のおそれ。(「子どもを殺したくなる」との電話、本児の陰部を写真を本児に渡すように依頼。)措置当初は母の行方不明による養護相談による措置。過去に負担金の賦課で当初と大きなトラブル。発言に一貫性無く、指摘すると激怒する。父も現在居所不明だが、1／31突然来所、急な引取要求に備え、△警察には援助要請文送付済み。□児相にも相談電話をかけている。<対応>△学園から連絡あれば△警察と連携し安全確保する。

継父(松島ゴン太:前科22犯傷害致死、覚醒剤等)による身体的虐待。ただし状況認識のなきや児相への攻撃は母もひどい。28条措置。通学途中や学校。施設での面会強要、引取強行の可能性あり。(1／24母より学校に連絡)警察援助要請を○署及び△署にしてある。<対応>本児、施設、学校から連絡あれば△警察と連携し安全確保する。

母(武田可里)はカッターを顔の前につきつけたり塞中ペランダに閉め出すぐあった。○○市家児相にて母にアプローチ中だが危険な場合は保護するよう警察援助要請をしてある。<対応>締め出し等危険な状態で在れば△警察連携し一時保護。

母の内線の夫(長島元気)の身体的CA。棒で叩く。壁にたたきつけるなど悪化の可能性あり。梁夜説教で睡眠時間を制限するなども。学校での見守りを一時保護も視界に入れて依頼中。母(松井モスコ)は内夫の関係悪化もさせたくないため不適切な状況を認めながらも改善の方向は?<対応>怪我などがCAが続く通報あれば△警察連携する。

健康病院に看護中。入所理由は母のネグレクトを中心としているが現在不十分ながらも運営はある。父(常磐変人)も拒否的で、著しい攻撃的な人格障害と思われる。事務所への電話も非常に挑発的。<対応>電話・来所の場合は男性複数で対応。既然とした対応をとる場合も挑発に乗ないこと。病院等ともトラブルので関係機関からの苦情は迅速に担当に繋ぐこと。

*実施している台帳にはもつと大量にあるがこれは記載見本として抽出した例です。
*緊急度により絶えず内容を変更し、記載順をシートして入れ替えています。

*すべて名前は仮名です。事実とは関係ありません。

資料6 担当者別持ちケース一覧表

担当者別持ちケース数一覧

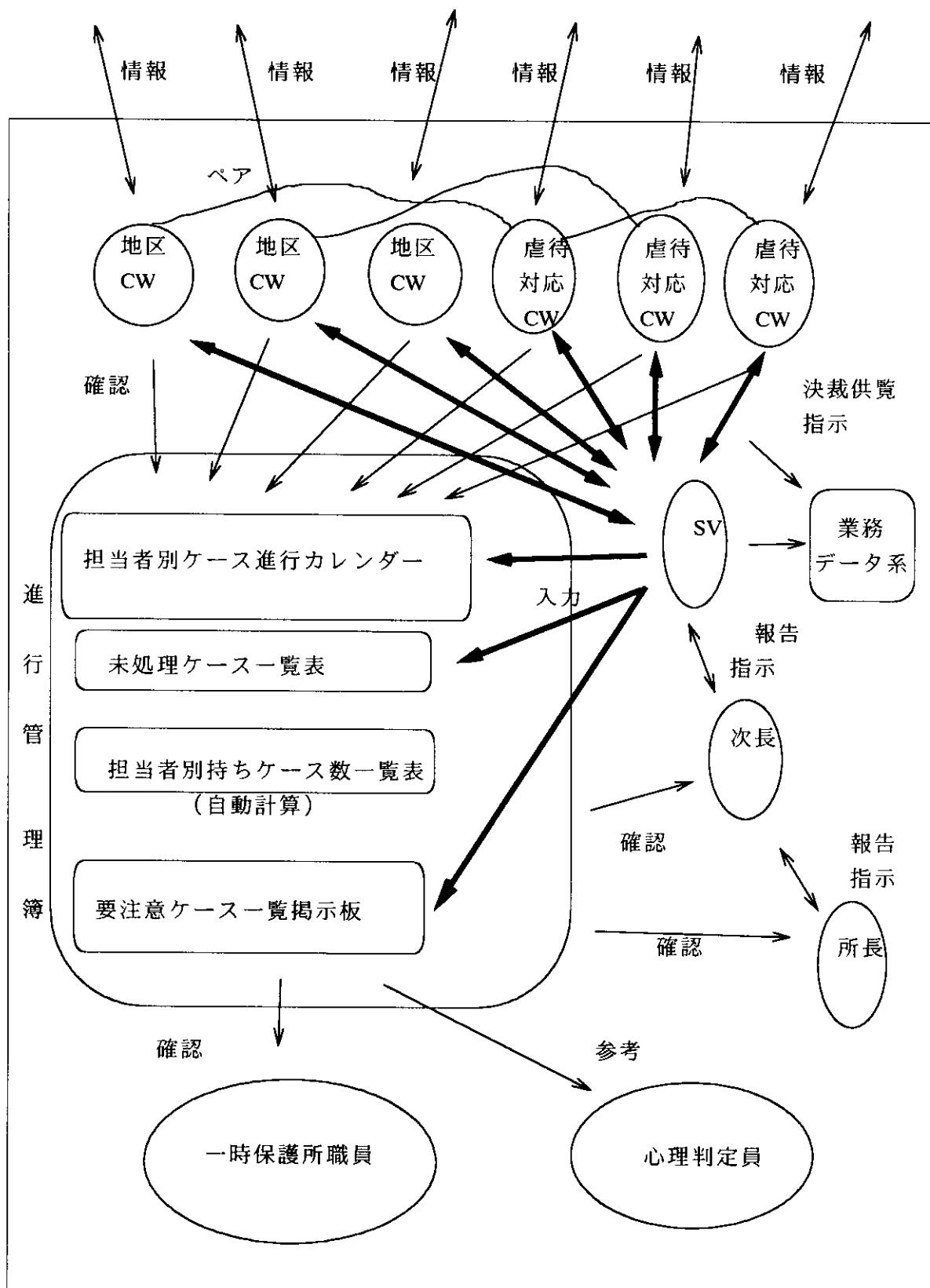
	三重	板垣	大江	高木	牧口	橋田	板倉	川本	山北	計
A	0	0	1	4	4	3	0	0	2	14
B	2	5	11	2	5	5	4	3	1	38
C	5	10	8	6	2	2	3	0	3	39
E	6	3	5	12	15	7	12	2	14	76
F	77	43	36	15	36	10	15	18	18	268
(主担当) 計	90	61	61	39	62	27	34	23	38	435
(副担当) ペア主担当	69	80	76	27	29	55	43	8	54	441
三重		0	0	5	6	15	31	4	30	91
板垣	0		0	13	15	22	2	2	10	64
大江	0	0		9	8	18	10	2	14	61
高木	14	19	7		0	0	0	0	0	40
牧口	7	25	30	0		0	0	0	0	62
橋田	3	9	15	0	0		0	0	0	27
板倉	19	6	12	0	0	0		0	0	37
川本	6	10	7	0	0	0	0		0	23
山北	20	11	5	0	0	0	0	0		36

※X・Dび未処理ケースがあるため格付別主担当計と副担当別主担当計は一致しない。

※このファイルは進行管理要領細則の見本です・児童・関係者・学校・担当者すべて仮名を使用してあり、記載内容は事実とはことなります。

資料 7

【進行管理システム概念図】



資料8 (水色用紙を使用)

関係機関（地区虐待防止会議出席者）名簿・打合せ書

児童名 _____

平成 年 月 日
於 _____

1. 当会議及び今後の援助活動で知り得た個人情報については、守秘義務を守ります。
2. 打合せ内容に基づき、連携協働して子育て支援・児童虐待防止に努めます。
3. 状況の推移に即応し、名簿を活用し隨時連絡をします。

(連絡名簿兼確認署名欄)

機関名 (職名)	氏名	TEL	打合せ内容(今後)
主任児童委員			
〃			
民生委員			
〃			
〃			
幼稚園()			
〃()			
保育園()			
〃()			
小学校()			
〃()			
〃()			
中学校()			
〃()			
〃()			
教育委員会指導課()			
市町 課()			
市町 課()			
市町 課()			
保健センター()			
県保健福祉部()			
北勢児童相談所(主担当)			
(副担当)			
(心理担当)			
(保護担当)			

資料 9

状況連絡用紙

ケース番号

三重県北勢児童相談所

(担当)

行き

連絡日 H

見守り依頼のあった児童の状況は下記の通りです。

前回送付から今回送付までの状況は全体として

【 良くなつた 少し良くなつた 変わらない 少し悪くなつた 悪くなつた 】
(上のいずれかを囲んでください。)

*見守りをお願いした児童・保護者等の状況について、お気づきになったことはどんなことでも結構です
ので継続して記入下さい。(お手数ですが用紙はコピーしてご使用下さい。)

※ (ケ月に1度程度・棚がいっぱいになつたら)

北勢児童相談所（〒510-0894 四日市市山崎町977-1）へ郵送下さい。

※状況の悪化が著しいときは、直ちに電話(0593-47-2030 夜間47-2052)の上、FAX(0593-47-2056)して下さい。

資料 10

「四日市市子どもの虐待防止ネットワーク会議」行政機関情報交換会開催要項（案）

H14.3.26

【目的】

児童虐待・子育て支援に関する関係情報を有し、又は情報が集積する行政関係機関が、必要な情報・意見を交換することにより児童虐待防止法4条に定める関係機関の連携を図り、もって児童虐待の防止・解決に資することを目的とする。

【参加機関】

参加機関は四日市市福祉事務所（児童福祉課）、四日市市教育委員会（指導課）、四日市市保健センター、北勢児童相談所（三重県四日市保健福祉部児童相談チーム）、三重県四日市保健福祉部（福祉相談チーム）とする。

【開催期日】

概ね年3回程度とする。（各学期初め頃）

【情報交換の内容】

上記目的を図る為、必要と判断する範囲を各参加各機関が判断の上、提供する。

〔想定内容〕

児童相談所：児童虐待通告・相談ケースの状況（最近の通告・重要ケース等）

保健福祉部：発達、母子、子育て、精神障害者、生活保護等の各相談援助の中で把握した、児童虐待（又は今後そのおそれがある）家庭の状況

児童福祉課：保育園、家庭児童相談、民生・児童委員、子育て支援センター等の報告・相談援助の中で把握した児童虐待（又は今後そのおそれがある）家庭の状況

指導課：幼稚園・小中学校、教育相談等の報告・相談援助の中で把握した児童虐待（又は今後そのおそれがある）家庭の状況

保健センター：検診、健康相談、各種事業各相談援助の中で把握した、児童虐待（又は今後そのおそれがある）家庭の状況等

【活用】

交換した情報については各機関での指導・処遇に活用する。

個別ケースの検討については、別途、地区虐待防止会議・子育て支援会議等で行うことを原則とする。

【事務】

当情報交換会の開催呼びかけは児童相談所が行う。

【守秘】

参加機関は児童虐待防止法第6条2項に基づき、個人情報を相互提供するものであるので、目的外使用および参加機関以外への提供を一切禁ずる。

【期間】

平成14年度試行し、開催の効果等を検討し、継続の可否・改善を見直す。

分担研究報告書（Part 4）

市町村域ネットワークと児童相談所の関わり 一家庭児童相談室の児童虐待への取り組みと進行管理についてー

山 本 善 造（大阪府吹田子ども家庭センター）

1. はじめに

大阪府では、狭い府域に大阪市中央児童相談所を含めて児童相談所が8箇所設置されており、大阪府管の児童相談所（平成6年度に機構改革を行い「子ども家庭センター」に改称した。）では、全職員（除く行政事務担当職員）が専門職として配置されている。日常の相談業務においては、地区担当児童福祉司による市町村への定例的な出張相談の体制が採られている。そういう条件により、大阪府の市町村においては「児童福祉は専門機関である児童相談所の業務」という認識が根強いのが現状である。

一方、大阪府内32市10町1村（大阪市を除く）においては、家庭児童相談室が25市1町に33室（複数室設置市が2市ある）設置されている。職員については、常勤あるいは常勤嘱託の専門職を配置しているところが多く（29室）、非常勤のみの配置のところも複数配置等により週4日から5日の勤務体制が確保されている。家庭児童相談室が設置されている市町では、障害児の相談を中心として地域での児童相談の体制が一定整備されてきた経過がある。大阪府においては、障害児についての相談が中心とはいえ、市町村レベルでの子どもの健全育成を中心とした児童福祉対策は市町村の役割であるという認識が出来上がっているといえる。

2. 市町村域ネットワークと大阪府子ども家庭センターの関わり

(1) 大阪府における市町村域ネットワーク構

築の経過

大阪府では、地域における虐待対応のためのネットワークの構築の必要性に鑑みて、平成2年度から5年度までの4年間「被虐待児地域処遇モデル化事業」を実施した。この事業は、児童相談所が主導的な役割を担って、各市町村において虐待対応のための市町村域ネットワークの構築を目指したものであり、一定の成果を挙げた。また、平成6年度の機構改革において、各子ども家庭センターに地域育成や人材育成等を専管する地域育成室（中央子ども家庭センターでは企画情報室）を設置し、個別相談業務を担当しないケースフリーの児童福祉司を配属して、市町村域でのネットワークの構築を積極的に推進した。

結果として、虐待対応におけるネットワークによる支援の必要性が市町村で認識され、市町村域でのネットワークの構築は進んだ。また、家庭児童相談室が設置されている市町を中心に、地域での虐待対応は市町村の役割でもあるとの認識も進みつつあり、市町村が主導の地域ネットワークも構築されるに至っている。

(2) 大阪府における市町村域ネットワークの実際

現在、大阪府内32市10町1村（大阪市を除く）中、32市9町1村において何らかの形の地域ネットワークが設置済である。平成14年度内に設置予定の1町を加えると、すべての市町村に設置されることになる。

しかしながら、ネットワークの実態を見る

と、市町自らが事務局機能を担って設置運営を行っているところは約6割（25市町）であり、他は子ども家庭センターが事務局機能を担って運営している。また、活動内容も、現実的な虐待対応を行っているネットワークから、虐待についての啓発活動や機関相互の情報交換のレベルに留まっているネットワークまでと幅がある。参画している機関もまちまちであり、ネットワークの活動目的自体が虐待対応に特化されていないところもある。

地域における虐待対応に有効な機能をはたしている市町村域ネットワークは、各市町により若干の差はあるものの以下のような特徴を概ね有している。

- ・事務局は、市町村の児童福祉主管課（家庭児童相談室等）が担当している。
- ・事務局に、市町村域での被虐待児童に関する情報が集約できる体制が採れている。
- ・事務局あるいは事務局に付随する組織が、アセスメントに基づいて虐待のレベルと初期対応の一定の判断をおこなう機能を有している。
- ・子ども家庭センターは、ネットワークの構成機関の1構成員として参画し、初期対応とアセスメントについて協力し専門的判断を行なうとともに、虐待対応の専門行政機関としての役割を果たす。
- ・ネットワークは、構成機関（行政機関外の団体を含む）の代表者で構成する「代表者会議」と、虐待への対応や支援を実際に担当している実務者で構成する「実務者会議」という二層構造を探っている。
- ・代表者会議は、実務者レベルでの対応を組織的にバックアップするとともに、対応上の課題等を整理し、市町村の政策レベルに反映する役割を担っている。
- ・実務者会議は、ケースについての情報を共有化するとともに、介入方法や具体的な支援方策を検討する。併せて、支援を実施し

ている機関をバックアップする役割も担っている。

- ・個々の構成機関は、ケースに対応する際に、その機関の持つ役割を責任もって遂行している。

現実には、大阪府内での市町村域ネットワークの形態や活動の実情は多様である。しかしながら、後述するように、地域において子育て支援ひいては虐待予防を行う場合に、ネットワークによる支援が効果的であり必要であることに鑑みて、今後は既存の市町村域ネットワークの質的な充実を図ってゆくことが必要であると考える。

（3）市町村域ネットワークにおける大阪府子ども家庭センターの役割

前述したように、平成2年度から大阪府児童相談所が主導的役割を担って、從来から培ってきた市町村との関係を基にして、虐待対応の専門的行政機関の立場から市町村に対してネットワークの構築を働きかけてきた。特に、平成6年度以降は、新設された地域育成室を中心に、市町村域でのネットワークの構築を積極的に推進してきた。大阪府内の市町村域ネットワークの構築は、こうした子ども家庭センターの積極的な地域育成活動の結果と思われる。

- 現在、虐待対応に有効な機能を果たしている市町村域ネットワークにおいて、大阪府子ども家庭センターは以下の役割を担っている。
- ・専門的行政機関としてネットワークに参画し、ネットワークが把握したケースやネットワークで現に支援しているケースの中で、法的対応や施設入所等の行政対応が必要と判断される重篤なケースに対して専門的な対応を行う。
 - ・子ども家庭センター中心の在宅支援が一定終了し、地域ネットでの継続支援が適当と判断されるケースについて、地域でのサポ

ート体制への移行を支援するとともに、必要なアフターケアを行う。

- 専門的行政機関として、市町村域ネットワークの対応についてのスーパーヴィジョンを行なう役割を担う。具体的には、市町村域ネットワークの構成機関に協力してケースのアセスメントと初期対応への支援、以降の具体的なケース対応策についての助言、ケース進行管理へのスーパーヴィジョン等を担う。

今後、子ども家庭センターが市町村域ネットワークでの役割を十分に担うためには、虐待対応における専門性をより高めることは必要であることは言うまでもないが、併せて、市町村域ネットワークとの間で、虐待についての判断を共有化し、対応についての共通認識が持てるようにすることが必要である。また、どういった場合には通告するのかという通告基準の標準化およびリスクアセスメントの共用化等を図ることも不可欠と考える。

3. 市町村域ネットワークによる支援について

(1) 市町村域ネットワークの必要性

日々、実際に児童相談所が関わっている虐待ケースは、子どもの分離保護を必要とする重篤なレベルもあるけれども、多くは不適切な養育のレベルや子育て不安のレベルである。そのほとんどが在宅支援の対象となっているが、広域行政機関である児童相談所が緊密な在宅支援を実施するには物理的な限界がある。これらの在宅支援ケースの状況変化に対して的確な対応が行われない場合には、重篤化し、時には子どもの生命すら危うくなる事態に移行する可能性も極めて高いと思われる。また、不幸にして状況が重篤化し、分離保護を行った場合も、親子関係の再構築には多大な労力を要するし、その効果も定かではない。従つ

て、これから虐待対応の課題の大きな柱は、在宅の子育て不安群や不適切養育群を早期に把握し的確な支援を提供することでその重篤化を未然に防止する体制を確立すること、言い換えれば「虐待を予防する体制を確立すること」であるといつても過言ではない。こうした体制が有効に機能を果たすためには、より住民に身近なところに整備することが必要である。またこういった体制が身近にあるということは、地域住民にとっても気軽に相談等で活用できるという点でメリットが大きい。この体制が「市町村域ネットワーク」である。

現在、各市町村域には何らかの形の子育て支援のためのネットワークが存在し機能している。市町村域ネットワークの構築とは、地域にあるこうした既存の子育て支援ネットワークを「虐待予防」という観点で再編し、虐待の早期発見と支援、ひいては虐待予防の機能を有するものにしてゆくことに他ならない。こうしたネットワークの構築は、住民の身近にあって地域の子育て支援資源を動員することが出来る行政単位である市町村が核となって進めることが必要である。

こうしたネットワークの構築が進み、ネットワークによる具体的な支援が実施されれば、「虐待対応は児童相談所のみの役割」という発想が変革され、虐待対応において市町村が果たすべき役割が明確になってゆくであろう。併せて、市町村での虐待対応は子育て支援対策や児童の健全育成対策の重要な一環であるという発想が市町村に浸透してゆくことが期待できると考える。

(2) 市町村域ネットワークによる支援の有用性

市町村域での社会資源をみると、乳幼児健診を行う保健センターなど子どもに日々関わっている保育所、幼稚園、学校等の、支援を必要とするケースを早期に発見できる機関は市

町村が運用している。また、保健師による乳幼児訪問指導、保健センター等で実施される乳幼児のグループ指導、保育の実施、ショートステイやヘルパー派遣等、早期発見後の支援を担当する社会諸資源、メンタルヘルスの必要な保護者への支援や生活保護等による生活支援といった社会諸資源も多くは市町村が運用している。実際に支援が開始された後においても、個々の支援機関が子どもおよび保護者に接触する頻度は明らかに多く、子どもについての正確な情報をリアルタイムに入手でき、必要な対応を迅速に行うことが可能である。モニタリングを実施しているケースについても、的確な情報の収集が可能となるので、状況の悪化を防ぐための的確な対応が行える。

従って、虐待予防の観点でみると、支援が必要と思われるケースの早期発見と具体的な支援を一貫して実施できる体制は、市町村域において市町村が核となって構築することが極めて効果的であることは明らかである。

また、児童相談所側からみると、市町村域ネットワークが整備されることによって、モニタリングを行なっている在宅支援ケースについての情報を的確に把握出来、結果として対応の遺漏を防止できるという効果や、在宅対応に直接割いていた労力を重篤なレベルのケースに対して集中できるという効果も考えられる。

4. 市町村域ネットワークにおけるケース進行管理のあり方

進行管理の対象は、主に子育て不安レベルもしくは不適切養育レベルで支援を必要としているケースである。具体的には、(1)市町村域ネットワークが発見し支援しており児童相談所が関わっていないケース、(2)児童相談所での対応が一定終了し市町村域ネットワークに対して経過観察が依頼されてきたケー

ス、(3)虐待通告等により児童相談所が現に関わっており市町村域ネットワークに日常的な支援あるいはモニタリングが依頼されてきたケースが考えられる。

児童相談所から市町村域ネットワークに対して関わりの依頼があったケースについては、依頼受理時点でネットワークの具体的な関わりの内容（モニタリングの具体的な方法や児童相談所への報告の頻度等）の協議を必ず行うとともに、併せて状況の急変を把握した場合の緊急連絡についての申し合わせを必ずしておく必要がある。報告の様式等も定めておくことが望ましい。

市町村域ネットワークでのケース進行管理の目的には二つの側面があると考える。ひとつは、ケースの状況の悪化に対して迅速に対応するために、ケースの現状を的確に評価するという目的である。児童相談所で行うケースの進行管理の考え方には類似するものであり、児童相談所で使用しているアセスメント技法や進行管理のためのプログラムを共用できると考える。もうひとつは、支援効果を評価するという目的である。市町村域での支援機関は、当該の子どもに対して日々の支援を実施している訳で、その支援が予想していた効果を挙げているか否かを評価することは重要である。後者の進行管理の目的は市町村域ネットワーク固有なものであり、必要なアセスメント技法と進行管理のためのプログラムの開発が望まれる。

具体的なケースの進行管理は、(1)中核機関（支援を主担する機関）の役割分担、(2)支援に関わる個々の機関の役割分担と責任範囲、(3)個々の機関が行なう具体的な支援の内容、(4)再アセスメントの時期、(5)状況変化への対応方策等を盛り込んだ個別支援計画を作成し、その計画の進捗状況を適宜確認し評価し、必要な場合は再計画を作成するという方法で行なうことが考えられる。

5. 資 料

本稿作成に当たっては、次の資料を参考にしました。

*大阪府子ども家庭センター紀要第12号「虐待対応における市町村レベルでの連携」

2002年3月刊行

分担研究報告書（Part 5）

家庭復帰にむけた児童虐待の進行管理について 一横浜市における親子再統合プログラムー

金 井 剛 (横浜市中央児童相談所)

1. はじめに

児童虐待の全国的な増加傾向は未だに収まる気配はない。児童養護施設は満杯の状態が続き、かつてのように子どもの個性と施設の個性のマッチングを施した後に児童を処遇するといった余裕はほとんどない地域も多い。児童養護施設でのきめ細かい養育は困難な環境にあると言える。さらに、子どもの権利条約には「親の指導の尊重」や「親からの分離禁止」(児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する)などが謳われており、このためにも児童の家庭復帰、いわゆる再統合の推進とその方法論の確立が急がれなければならない状況にある。

児童虐待における支援を考える時、児童の家庭復帰があくまでも最終的な目標であることは言うまでもない。しかし家庭復帰後の虐待の再発率は高く、家族の再統合に至るまでの児童や家族や状況の評価、再統合プログラムの作成、再統合後のフォローアップについても、危険を最小限に抑え見落としのない支援を行う必要がある。このためには虐待の進行管理を厳密に行い、支援を管理していくことが重要である。

横浜市ではこのような状況に鑑みて平成13年3月に児童虐待における『家族支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル』(以下、マニュアルとする)を作成し、その後児童を家庭復帰させる際には、各事例に対してそのマニュアルに基づいて再統合プログラムを組み立てて支援や処遇を実行することが試みられている。虐待の進行管理

における横浜市の再統合プログラムの有用性について検討し、さらにチェックリストの活用法についても考察を加える。

2. マニュアル作成の背景

虐待事例を家庭から分離・保護した後、その後の再接触(通信・面会・外泊など)や再統合は慎重に行われるべきである。虐待の再発のリスクを伴わない再接触や再統合はあり得ず、したがってそのリスクを最小限にとどめる工夫が必要である。

横浜市でも専攻職採用の制度がなくなり、専攻職のベテラン職員が年々減少し、配置転換の制度から児童福祉司も十分な経験を積む機会に恵まれなくなっている。職員間の経験や能力の格差が今後顕在化していくことが危惧されている。

親子の状況・家庭の状況の判断は、これまで担当者個人によって行われることがほとんどであったと考えられる。個人の判断に依った場合、各事例における「際立った一部の問題」に目を奪われバランスを欠いた判断を下してしまう危険が大きく、冷静で客観的な判断が出来ないなどの危険が生じやすい。さらにこの危険性は担当者の力量や個性を色濃く反映し、時には担当者を孤立させることもある。

虐待事例は緊急性と複雑性が著しく、また前述のごとくこれら虐待事例が増加傾向にあることから、児童福祉司など担当者一人当たりの負担が大きくなってしまっており、個々の事例に関わることのできる時間や労力が限られるよう

になってきている。

これらの背景から、家族支援における基本的な視点と援助計画の作成法をマニュアル化する必要性が生じ、横浜市では全国に先駆けて『マニュアル』が作成された。以下に『マニュアル』作成に当たっての基本的目的をまとめる。

- ①評価・判断を行う際のベテラン、新人の差を少なくする。
- ②ケース担当者が変わっても一貫しての評価や処遇を可能にする。
- ③処遇会議やカンファランスの際に、より共通性・客観性をもたせる。
- ④処遇プログラムを作り易くする。
- ⑤対象者の変化を視覚的にし、把握し易くする。
- ⑥事例ごとの評価基準を共通化する。
- ⑦事例ごとに「もれ」のないように必要最小限のポイントを押さえる。

これらの視点を通じて問題点を最低限見逃すことなく把握し、再統合や児童養護施設設置などの処遇決定を行う際の基礎資料とし、その後の支援をもれなく円滑に行うために視覚的で簡易な内容であることも求められた。

3.『マニュアル』の構成と利用法について

(1)『マニュアル』の構成

- ①家族支援のためのチェックリスト

- ②(支援)プログラムの作成

- ③(支援)の実際

の三部によって構成されている。まずチェックリストによって児童ならびに家族とその置かれている状況を把握し、それに則って支援プログラムを作成し実際の支援を行うのである。

(2)チェックリストの構成(資料1、資料2 参照)

- ①児童の状態(3項目)

- ②親・家族の状態(9項目)

③親子関係の状態(2項目)

チェックリストは以上の三要素、計14項目のチェック項目から成り立っている。このうち特に重要な項目には項目番号の前に○が施されている。個々の項目について評価を行い点数化するための基準尺度も後頁(資料3)に詳述され、恣意的な判断や個人差を極力避けるように工夫されている。

各項目は0ポイントから5ポイントに点数化され、チェックリストに記入される。各項目で3ポイント以下の場合は指導やケースワークや心理治療を行うべくプログラムが作成されなくてはならない。特に重要項目は他の項目より優先され、一項目でも低得点である場合にはその部分が改善されるべく援助計画が作成される。

最終ゴールは全ての項目が5ポイントになることである。このとき点数のみで機械的に判断されないために、また問題点を具体的に、判断の基準を明確にするために個々の項目の具体的な内容も記入されるようになっている。詳細が不明である場合や判断できない場合は? (疑問符)を記入しておき、情報が不十分な点を明らかにした上で調査を行い、さらなる状況の理解に努めることが求められる。

(3)チェックリストの利用法

チェックリストを用いて引き取りや引き取り後の指導の必要性を判断する根拠も工夫された(資料4)。重要項目が全て4ポイント以上でなおかつ残り8項目の内半数の4項目において3ポイント以上の時に面会を開始する。次に重要項目以外の項目が全て3ポイントを上回った時に外出を考慮してよい。家庭復帰に向けての支援の開始はさらに慎重な基準が設けられている。

①重要項目は全て「4」以上で、2項目で「5」でなくてはならない。

②「?」はあってはならない。

③「0~2」がひとつでもあってはならない。

等6項目の条件が設定され、これらの条件を満たした場合に家庭引取りにむけて一時帰宅を実施する、家庭復帰後の支援体制を整えるなど具体的な支援を開始する。

一時保護所保護中や児童養護施設処遇中の面会の開始は、重要項目は全て「4」以上でその他の8項目のうち「2」が4項目以下である場合に話し合いがもたれる。親子だけの外出はその重要項目「4」以上に加えて他の8項目で全てが「3」以上の時に可能とし、一時帰宅は「4」以上の重要項目のうち2項目で「5」でなくてはいけないなど、点数によって面会制限や引取り準備の開始などを判断する目安とすることができます（資料5）。このように各項目をチェックし点数化することから、問題点を顕在化し、緊急度や支援の必要性や支援すべき点を判断する。次に、ケースワークプログラムや治療プログラムの作成の必要性、引き取りの可能性、引き取り後のケースワークや治療の必要性、モニターや支援を誰が行うか、どのようなチームが必要かなどを決定し、訪問の頻度や支援期間も含めた支援計画を作成する。面会や外出を決定したり実際に行ったりした際には必ずチェックリストを作成しその変化を検討する必要がある。

しかし、一方でチェックリストはあくまでも判断や決定の材料にすぎず、チェックリストを用いて、児童や家族に関わった全ての関係者（児童福祉司、心理判定員、医師、保健センター職員など）が話し合いを重ねる過程が重要である。さらに、このチェックポイントが処遇判断の大きな根拠となり得るため、担当者が単独でチェックを行うのではなく、複数の担当者が話し合いながらチェックを行うことが望ましく、当相談所では担当児童福祉司と心理判定員が協議の上チェックを行う場合が多い。

以上のように『マニュアル』は初期介入の問題点の整理と支援の必要性の決定から、児

童養護施設措置後または家庭復帰後にいたるまで用いられる。チェックリストによって児童ならびに家族の状況を視覚化しその変化を見落としなく追うことが可能であるため、虐待の進行管理における有力な手段と考えられる。

4. 具体的事例から

(1)初回面接時3才××ヶ月女子

元々弱視、てんかんなどあり発達もわずかではあるが遅れていた。体が弱く手のかかる子であった。本児童3才1ヶ月で両親離婚のため来所時は母子家庭であった。離婚後母親は精神的に不安定となり、特殊な職業技術を持っていたが仕事が出来る状態ではなくなり、預貯金を切り崩して生活をしていた。子どもに対して心理的虐待・ネグレクトの兆候が認められた。経済的不安、子育て不安が著しくなり精神科のクリニックにも通うようになり（診断は境界性人格障害、アダルトチルドレン）、主治医の勧めもあって子どもを乳児院に預けたいとの主訴で来所。

母親は地方の出身で、両親から身体的・心理的虐待を受けて育った。そのため実家との行き来はほとんどなく、子どもを預けることも自分と同様に虐待を受ける危険性があるため不可能とのことであった。離婚後元の居住地をはなれ来浜したため、横浜には知人もなく相談相手もない状況であった。夫とは離婚後もたまに会う関係が保たれていた。子どもと父親との関係は比較的良好であったが、父親は離婚後まもなく再婚して、その後子どもが生まれたため徐々に疎遠になっていった。

離婚後半年程して母親入院（6日間のみ）。この間本児童は実父が預かることとなった（約1ヶ月半）。その後再び母子の生活が始まる。この後母親はレイプ被害に遭う、薬の内服不規則で精神的に不安定、持病の腎盂炎の再発などが続き、翌年早々に母親は自分の

向精神薬を子どもに飲ませ、本児童もうろうとなり入院に至ってしまった。児童虐待が明らかとなり、退院後すぐに里親委託を開始。

委託後母親は精神科通院も定期的となり薬の内服も安定し、生活保護を受給したため経済的な不安も解消され、急速に精神的に安定していった。里親と母親の関係も良好で、定期的に面会に足を運び、このため月1～2回の外泊も開始。外泊時に、本児童には必需品であるメガネをかけさせないなど今後の引き取りに不安を抱かせるエピソードも観察され、子どもは母親を怖がり非常に気を遣う様子も認められたため、無条件の引き取りは慎重にせざるを得ない状況であった。担当福祉司ならびに里親からは家庭復帰準備を開始可能との印象が報告されていたが、これら不安定要素をどのように解消していくか話し合われた。このため同年6月チェックリストによる判定を行い、心理療法士も参加して家庭復帰プログラムを開始することになった。

①第1回判定（X年6月）「子どもの状況」は親に対する恐怖心1.5点、その他3点。「親・家族の状況」では、総論的には虐待を認めるも個々のエピソードについては子どもの責任にするなどから虐待の事実を認めているかが2点、子どもの物理的・心理的居場所があるについても2点、親子分離しているため怒りのコントロールや子どもの立場に立った見方・感じ方が出来るの両項目が？、その他は3点から4点で児童相談所との相談・信頼関係のみが5点であった。このため家庭復帰に向けては慎重な準備を要するとの方針から、精神科医もプログラムに参加し、マジックミラーを使用した母子の行動観察を隔週で行い、疑問符のついた子どもへの怒りのコントロールなどの項目について確認を行うことになった。また、そこでの観察と職員間の討論の内容に基づいて、心理療法士から母親へのフィードバック面接も行うことになった。

②第2回判定（X年10月）

遊戯療法室での親子の行動観察を開始。これに伴って第2回目のチェックリスト作成を行った。初回のため心理職員同席での親子場面であった。このため「怒りのコントロール」は依然疑問符のままで、「親子で楽しく過ごすこと」は2点の評価であった。その他の項目は3点～5点の範囲であった。今後親子場面の設定に伴ってチェックリストをその都度作成し、評価を行っていくことになった。

③第3回から第5回判定（X年11月～X年12月末）

親子だけの場面を中心に回を重ねた。当初母親は終了後疲労感を訴えていたが回を追うごとに訴えが減り、親子の時間を楽しめるようになった。食事場面や外出場面など日常生活に近いストレス状況も設定し観察を続けた。その結果チェックリストの内容も「子どもへの怒りのコントロール」「お互いに楽しく過ごせる」も3点となり、今後外泊を開始する方針を決定した。

④第6回判定（X+1年7月）

外泊を重ねる中で、同時に母親と児童、里親との面接を重ねてきた（担当福祉司、心理療法士は毎回、精神科医は4回行動観察に参加）。子どもと母親の関係はかなり自然になり、スキンシップも頻回に見られるようになった。外泊中に親子で旅行に行くなど親子の時間も楽しめている様子であった。しかし、弱視の子どもにとって必需品であるめがねをかけさせないことがあったため、チェックリストでは「子どもへの怒りのコントロール」を1点と評価し、この点への指導を徹底することにした。一方その他の項目は3点以上で安定していたため、今後家庭引き取りに向けて長期外泊を行うことを所内判定会議で決定した。

⑤里親親委託解除（X+1年8月）

長期外泊も順調に経験し、所内処遇会議にて解除を決定。ただし上記の如くチェックリス

トに於いては未だ低得点の項目が認められることから、復帰後のモニタリングシステムを強化することが求められた。このため①里親宅への定期的な訪問、②保育園の確保、③母親の通院と主治医との連絡、④2号指導の継続、⑤約3ヶ月ごとのチェックリストの作成などを行い、家庭復帰となつた。

本事例では外泊や長期外泊、家庭復帰の判断が『マニュアル』で示されている判断基準に比較して緩い傾向にある。チェックリストの点数はあくまでも指標であり、ここでは直接関わる担当職員の判断が優先されている。しかし、家庭復帰を考慮する段階でのチェックリストの利用は、チェックリスト作成を通じて頻会の話し合いが持たれ、関わる職員に共通の視点をもたらし、処遇の方針を決定する際の根拠ならびに叩き台として有用であった（本事例では里親と母親の関係が非常に良好で、家庭復帰後に里親が母親の実家のような機能を果たすことで家庭復帰を予定通り行うことを判断した）。数値による根拠は職員に自信を生じせしめ、事例に対する対応に余裕もたらした。今後2号指導を行っていく際にもチェックリストによる採点とそれに基づいた支援体制を継続していく予定である。

5. 考察

(1)『マニュアル』ならびにチェックリストの有用性について

横浜市においてもこれまで、被虐待児童を保護または施設処遇した後の家庭復帰の判断は、担当児童福祉司とその他関係職員の判断を基に処遇会議で決定され、そこには一貫した評価尺度や共通の判断基準は存在していなかった。判断をする児童福祉司の負担は大きく、家庭復帰にむけてのプログラムも各々の福祉司の「個性」が反映されていた。『マニュアル』ならびにチェックリストの使用はこの点の改善に役立つものと思われる。

具体的な事例から、チェックリストの活用が

有用であった点を以下に述べる。①問題点を総括的に捉えることが出来、いわゆる「見落とし」が少くなり問題点の整理にも役立つた、②複数の担当者が協力して繰り返し記載するため、情報の共有が進んだ（実際に症例の担当児童福祉司は配置換えとなつたが、引継ぎが円滑に行われた）、③親子関係や家庭の状況の変化が視覚的に確認できた、④外出や外泊などの決定が客観的に行われた、⑤家庭復帰後の親子関係の評価の基礎資料として活用できた、⑥低得点の項目への着目はある種の危機管理でもあり担当者に余裕を与えた、⑦子どもの問題、家族の問題、状況の問題と視点ごとに問題点を整理するため、教育的であった等が考えられた。

一方で問題点の点数化は、数値に拘ると、関わりが深まるにつれ担当者が心情的に高い得点を付けがちになることに注意を要する。そのため複数で採点を行うことと具体的な所見やエピソードの記載が重要である。さらに多忙な日常の中でのチェックリストの作成は、14項目と少数であっても煩雑さを伴う。このためとくにベテラン職員の抵抗感が強く、一層の普及のためには今後の課題となるであろう。

(2)児童虐待の進行管理における『マニュアル』の活用法について

『マニュアル』は本来児童の家庭復帰に向けての支援を円滑に行うこと目標に作成された。しかしチェックリストは、初期介入時の状況把握にも活用が可能であるし、初期の支援プログラムの作成にも役立つであろう。以下に家庭復帰以外の段階での活用方法を述べる。

①初期介入時に問題点の絞り込みと危険度の判断基準としてチェックリストを活用する。児童の状態、親・家族の状態、親子関係の状態と着目点の漏れを予防できる（特に疑問符のついた項目の調査継続）

②低得点の項目を中心に初期の支援プログラ

ムを作成する

③親子分離の判断基準のひとつとして活用
(面会や外出や家庭復帰の判断と逆の判断が得点から可能である)

④家庭復帰を判断するための評価尺度としての活用と復帰にむけての支援プログラム作成の指針としての活用

⑤家庭復帰後の児童や親子関係の状況を介入初期から一貫した尺度で評価するための活用

⑥チェックリストは視覚的であるため、初期介入からの流れを鳥瞰することが可能である

児童虐待の進行管理では、危険性の判断とそれによる支援の選択が節目節目で必要になる。『マニュアル』は虐待のあらゆる局面において進行管理の「道具」として活用が可能であると思われる。さらに進行管理においては情報を複数の職員が共有することも必要である。何らかのリスクアセスメント尺度等と併用し支援を進め、これらを蓄積することは情報を視覚化し、情報の共有を促すものと思われる。

-資料 1-

家族支援のためのチェックリスト

(ケースNO -)

◎ 横浜市児童相談所
重要項目

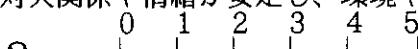
児童氏名	・	年	月	日生	評価回数	回目
記入年月日	年	月	日	・	評価者サイン(複数)	

「子どもの状況」

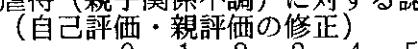
- ◎① 親に対する恐怖心が軽減していること (親と安定して向かい合えること)
具体的に:



- ◎② 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること
具体的に:

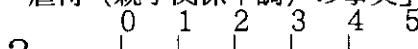


- ◎③ 虐待(親子関係不調)に対する認知に改善が見られること
(自己評価・親評価の修正)
具体的に:

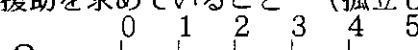


「親・家族の状況」

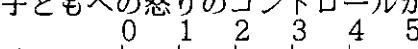
- ◎④ 「虐待(親子関係不調)の事実」を認めていること
具体的に:



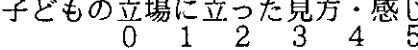
- ◎⑤ 援助を求めていること (孤立していないこと)
具体的に:



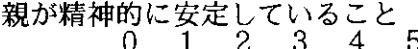
- ◎⑥ 子どもへの怒りのコントロールができること (虐待に至らないこと)
具体的に:



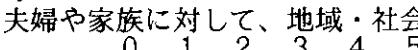
- ◎⑦ 子どもの立場に立った見方・感じ方ができること (子どもへの認知の歪みがないこと)
具体的に:



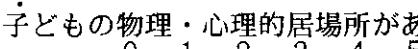
- ◎⑧ 親が精神的に安定していること
具体的に:



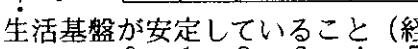
- ◎⑨ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること
具体的に:



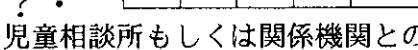
- ◎⑩ 子どもの物理・心理的居場所があること (家族関係や家族状況が調整されていること)
具体的に:



- ◎⑪ 生活基盤が安定していること (経済面、住居等)
具体的に:

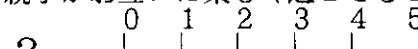


- ◎⑫ 児童相談所もしくは関係機関との相談 (信頼) 関係が築かれていること
具体的に:

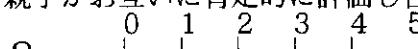


「親子関係の状況」

- ◎⑬ 親子がお互いに楽しく過ごせること
具体的に:



- ◎⑭ 親子がお互いに肯定的に評価し合えること
具体的に:

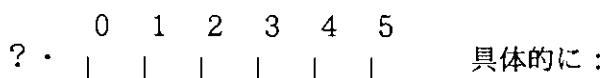


-資料2-

第2節 記入の基本的考え方

1. 尺度 評価するに当たり、考え方の基本

「親・家族の条件」は家族・家庭の総合として評価する。一方に多少の問題があつても家族の中にそれをカバー・抑止する能力・機能等があるかによって異なる。



? : 不明、情報不足等により

0 : 全く問題意識なく解決への努力せず、解決への糸口も見つからない。

1 : 事態（児相が関わった）に対しては問題意識はあるが解決への意識はない（例 この事態は重大である。しかし、突発的であって二度と起こらない。しつけの範囲である）

2 : 問題解決への意識はあるが、まだ虐待者かどうかに関係なく、主体的にみずから問題として解決に向け努力が見られない。（例 何とかしなくてはならない、自分ではなく連れ合いが何とかすればよい）

3 : 問題解決への意識はある。観念的にはわかっているが、具体的に行動はまだとれない（例 重大である、主体的に自分が何かをしなくてはとはわかっている、でも具体的にどうするという考えは出ない）

4 : 問題解決への主体的に努力をしているが、完全ではない。ややもするとピントがはずれたり、そこから逃げ出そうとする。あるいはこれで良しとしてしまいがちになる。同様の問題が今後起きた場合には、主体的に解決しようとする態度はまだできておらず、依存的に援助を求めるか、事態の重大性に気づかず意図的か、そうでなくとも隠したりするなど、その結果再発につながるおそれがある。

5 : 全く問題はない。問題解決の意識は十分に持っており、主体的に解決する努力をし解決をした。今後同様の問題が起きた場合は主体的に解決しようとし、みずから解決できる事態かどうかの判断ができる、必要な援助を求めることができる。

2. 『具体的に：』には具体的に記入する。 例：実父は「4」だが、実母が「2」、主たる養育者の実母の影響が大きいので。

3. 評価尺度チェックはより客觀性を持たせるため複数（担当者間、心理判定員、児童福祉司、相談調査員等職種の異なる者が参加すること）の合議で決める。

所内のミニカンファランス等でこのチェックリストを作成する。ケースに変化がみられたり、プログラム作成時ごと等に実施する。

－資料3－

第3節 各項目ごとの基準

家族支援のためのチェックリスト

——評価のための基準尺度——

【子どもの状況】

- ① 親に対する恐怖心が消失ないしは軽減していること
(親と安定して向かい合えること)

- 0：恐怖心が強い（虐待に関連する悪夢、夜恐等の精神症状が見られるなど）
1：親に会いたがらない、もしくは拒否的な態度や症状が強い（親の話題を出すと不安を示すなど）
2：実際に接触すると、その場や面接後に不安的な状態（拒絶、恐怖、硬直、落ち着きのなさなど）が見られる
3：恐怖心は軽減しているが、不安や不自然なようすが垣間見られる
4：恐怖心はほぼ消失しているが、多少抑制的なふるまいが見られる
5：安心・安定した自然な接触が見られる

- ② 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること

- 0：情緒がきわめて不安定で、精神科の治療などの検討を要する
1：対人関係や情緒が不安定で、実生活上も困難性が高い
2：基本的には不安定で、時に対人的トラブルや精神症状を呈し、不適応状態を認める。
職員の適切な助言・対応が必要である
3：日常は一応の安定した生活が可能だが、時に情緒不安定な状態を呈する当面、状態観察が必要である
4：ほぼ安定した人間関係や集団適応が可能だが、不安は抱えている
5：対人関係や集団適応上はほぼ問題ない。情緒面も安定している

- ③ 虐待（親子関係不調）に対する事実認識に改善が見られること

※年齢を考慮に入れること

- 0：親子の虐待関係に何の疑いも持たない（「不快な体験」と捉えられない）
1：施設入所の理由を誤って理解している、もしくは自分の非を信じて疑わない
2：親とうまくいかない事実認識（施設入所の理由）が曖昧である
3：虐待（親との関係不調）の事実は一応認めているが、自己や親の評価、あるいは親子の問題は曖昧なままである
4：親子関係の問題は理解しているが、まだ自分のせいに思っているところがある
5：虐待の事実や親子関係の問題を客観的に認めている